

# 国土交通省 道路局

---

# 下関北九州道路の検討状況について

## 概略ルート・構造の検討

令和3年3月 計画段階評価完了(概略ルート・構造の決定)

現在

## 詳細ルート・構造の検討

### <都市計画>

都市計画案の公告・縦覧

都市計画決定(告示・縦覧)

### <環境影響評価>

環境影響評価方法書の公告・縦覧

環境影響評価準備書の公告・縦覧

環境影響評価書の公告・縦覧

# 地方道路コンセッションの横展開に向けた検討状況について

## 1. 横展開等の状況

現在、H28.10から開始された愛知県道路公社の先行事例について国、愛知県、愛知県公社及び運営会社である愛知道路コンセッション株式会社(以下「ARC」)において以下の通り横展開を図ってきたところ。

### 国土交通省

全国の地方道路公社が集まる全国地方道路公社連絡協議会等において愛知県の事例を周知。

### 愛知県及び公社

全国地方道路公社連絡協議会においてコンセッションを行っている路線・SAの現地視察を行い、コンセッション事業について概要を説明(右図)。その他、セミナーでも事例の周知。

### A R C

産・学・官などの担当者が集まるコンセッション事業推進セミナー等で事例を周知。



(図)全国地方道路公社連絡協議会現地視察

## 2. 千葉県調査状況

千葉県では、有料道路におけるコンセッションを含む官民連携手法の導入の可能性を調査。当該調査結果において明らかとなった課題を踏まえ、引き続き検討。

### 【主な課題】

- ・期待利回りが民間事業者が求める水準にない。
- ・残りの料金徴収期間が短い。

### 【調査状況】

道路運送法の道路である九十九里有料道路について、令和2年度に再度委託調査を実施。

### 【調査結果】

VFM(※)は十分に確保できず、コンセッションを成立させるためには、民間事業者の更なる維持管理等のコスト削減が必要。

※従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

### 【今後の検討見通し】

道路利用者、民間事業者、県・公社の全てがメリットを享受できる官民連携事業の実現に向け、維持管理コストの削減等の可能性を引き続き検討。

# 地方道路コンセッションの横展開に向けた検討状況について

## 3. 他の地方道路公社の状況

他の地方道路公社に対し、コンセッション導入可能性を確認するため、各公社における検討状況等について調査を実施した結果、挙げられた主な課題は以下のとおり。

### 事業規模が小さい

- ・1路線しかない、路線延長が10km未満であるなど、事業規模が小さい。
- ・複数路線管理しているが各路線が離れており、スケールメリットが出にくい。
- ・SA・PAの規模・収入も非常に少ない。SA・PA自体がないところもあるため、民間事業者の発意による利用者のサービス向上となるような事業が出来ない。
- ・周辺で新たに大規模開発が行えるような立地がない。

### 収支状況が悪い

- ・収支状況が計画を下回る路線があり、そのような路線に民間事業者が参入するメリットが小さい。
- ・地域の人口、企業数が減少傾向にあり、今後の増収も見込めない。

### 料金徴収期間が短い

- ・料金徴収期間終了後は無料開放することが前提。残る料金徴収期間が短く、民間事業者にとっても参入のメリットが小さい。

## 4. 今後の方向性

- 事業規模が小さく、スケールメリットが出にくい等の課題があり、現時点において、具体的にコンセッションの導入意向を有する公社はなし。
- 千葉県の個別の検討について注視、協力していくとともに、他公社に対しても、引き続きコンセッションに係る情報提供等を通じ、横展開を図る。

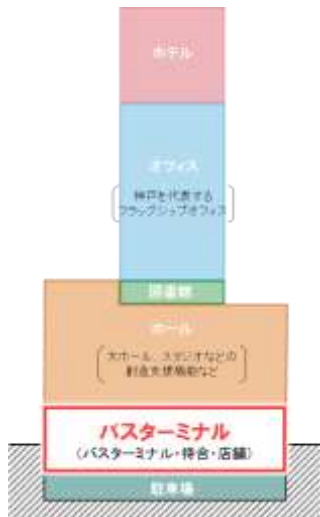
# 民間と連携した新たな交通結節点づくりの推進

## 特定車両停留施設

- 交通混雑の緩和や物流の円滑化のため、バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設を道路附属物として、新たに位置付け（令和2年道路法改正）
  - 施設運営については、コンセッション（公共施設等運営権）制度の活用を可能とする

### 事業者専用の道路施設の構築

- バス、タクシー、トラック等を停留させるための「**特定車両停留施設**」を、新たに道路附属物として位置付け（道路法第2条）
  - 道路管理者が停留料金を徴収できることとする 等



[再開発ビル内に設置する場合の構成のイメージ]



[バス待合空間のイメージ]



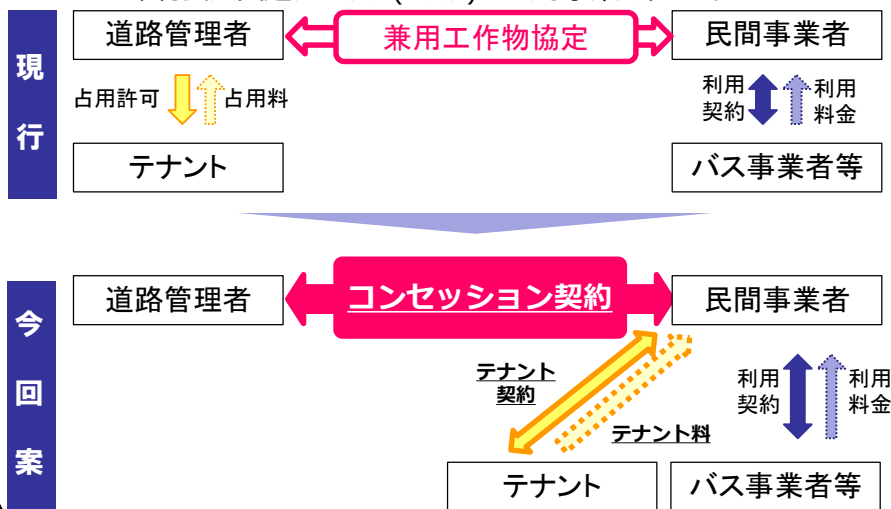
[バス乗降空間のイメージ]

<特定車両停留施設のイメージ>

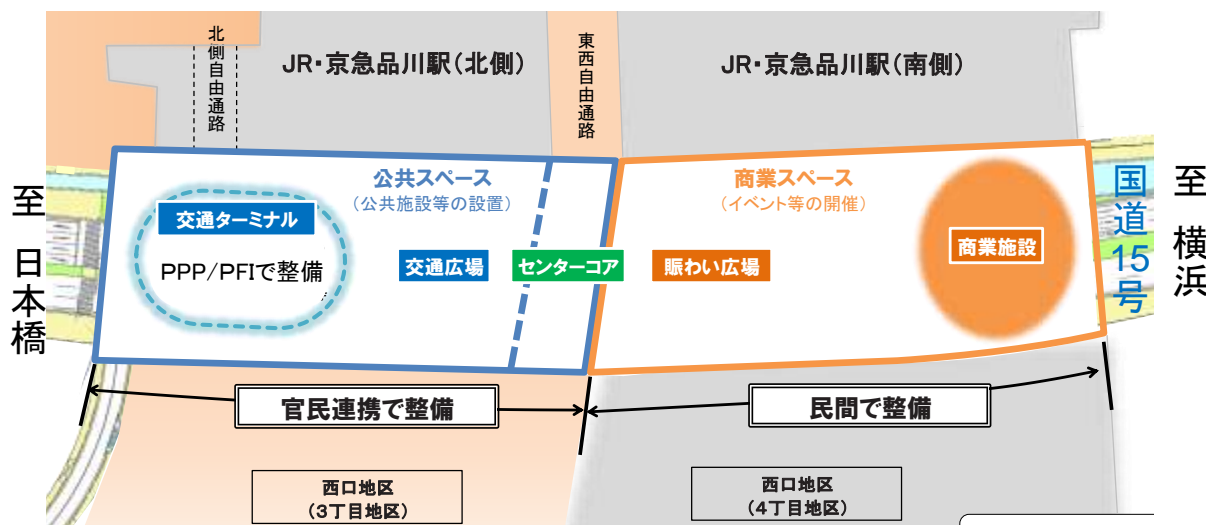
出典：国道2号等 神戸三宮駅前空間事業計画「中間とりまとめ」（概要）

### 維持管理・運営における民間ノウハウの活用

- 特定車両停留施設に「**コンセッション（公共施設等運営権）制度**」の活用を可能とする（道路法第48条の40）
  - 運営権者が利用料金を収受できることとする
  - 協議の成立（契約の締結等）により占有許可とみなす 等
- ⇒ 収入の多様化により民間事業者の参入が容易に
  - <集約公共交通ターミナル(バス)における事業スキームイメージ>



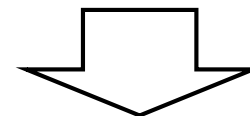
# 品川駅西口の交通ターミナルについて



デッキの事業区分

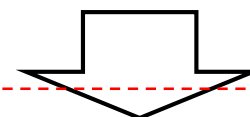
H31年度  
(R元年度)

新規事業化



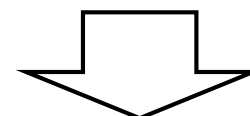
H31年度  
(R元年度)

民間事業者からの  
企画提案の公募



現在

民間事業者からの  
事業提案の公募



PPP/PFI事業  
の公募